

## 見直しの進め方

**[検証の視点]** 個々の都市計画公園・緑地は、本市の長期未着手となっている都市計画公園・緑地の原因と課題を考慮し、求められる機能を踏まえて、必要性、実現性、代替性の観点から行います。

### [見直しの手順]

#### [ステップ1] 見直し対象（区域）の選定

- ・原則として20年以上未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を抽出する。
- ・県が管理する公園・緑地は、見直しの対象外とする。

#### [ステップ2] 必要性の検証

- ・上位計画と整合しているか。
- ・社会情勢の変化等を踏まえ、求められる機能を整理して必要性が確認できるか。

#### [ステップ3] 実現性の検証（20年後の将来）

- ・整備優先度等の観点から実現性があるか。

#### [ステップ4] 代替性の検証

- ・代替可能な候補地があるか。
- ・代替可能な候補地に継続性・担保性があるか。

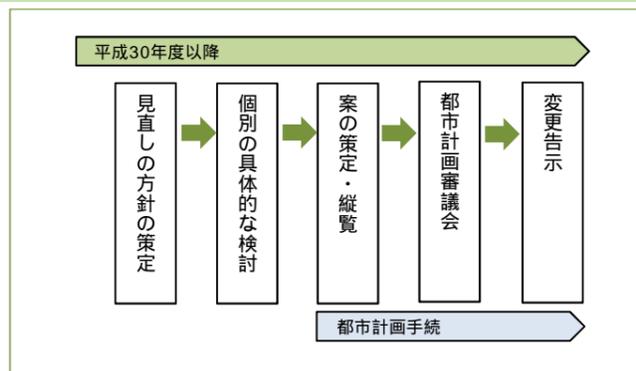
#### [ステップ5] 存続の検証

- ・地域固有の特段の事情があるか（長期にわたる過度な建築制限等）。

**【存続】、【変更（付替）】又は【廃止（一部廃止含む。）】**

## 都市計画手続の流れ

・本方針において、見直しの検討案に示した都市計画公園については、おおむね5年を目途に、地域の实情に応じ、地権者や関係機関等との合意形成が得られた案件について、順次、計画的に都市計画の変更手続を行います。右の図は、今後の手続のおおむねの流れを示しています。



「都市計画公園・緑地見直しの方針【概要版】」平成30年5月発行



発行/相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
 編集/相模原市 環境経済局 環境共生部 水みどり環境課 公園課 津久井地域環境課 電話 042-754-1111 (代表)

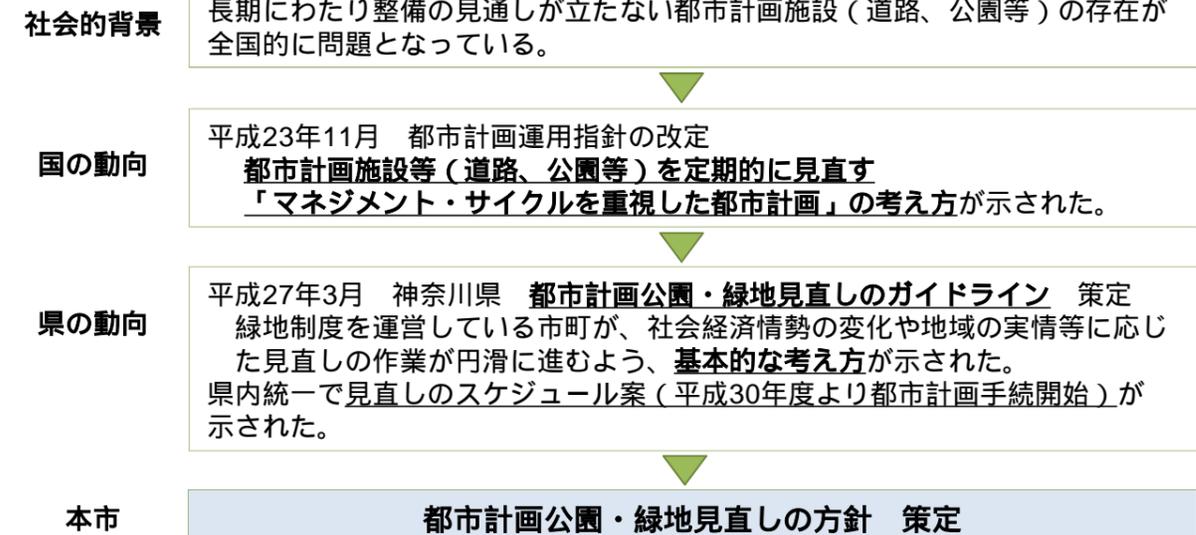
# 都市計画公園・緑地見直しの方針【概要版】

相模原市では、都市計画公園・緑地の見直しを進めています

## 都市計画公園・緑地とは

都市計画決定している施設緑地をいい、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。施設緑地には、都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、広域公園等）、都市緑地（整備を伴う緑地）等があります。

## 見直しの背景



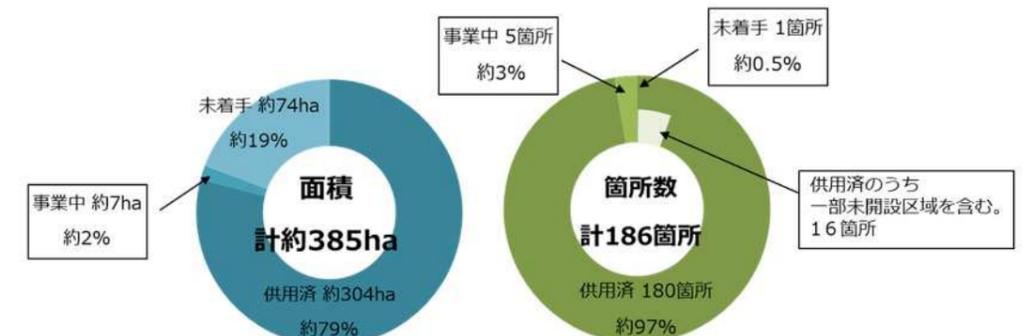
## 上位計画に示されている都市計画の見直しの考え方

・都市施設（公園、緑地、墓園等）は、都市づくりの進捗状況に応じ、社会経済状況の変化や市民ニーズを踏まえた上で、その必要性や配置の検証を実施し、適宜、都市計画の変更、廃止等の見直しを図ることとしています。

上位計画とは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「相模原市都市計画マスタープラン」、「相模原市水とみどりの基本計画改訂版=生物多様性さがみはら戦略=」等をいいます。

## 本市の現状

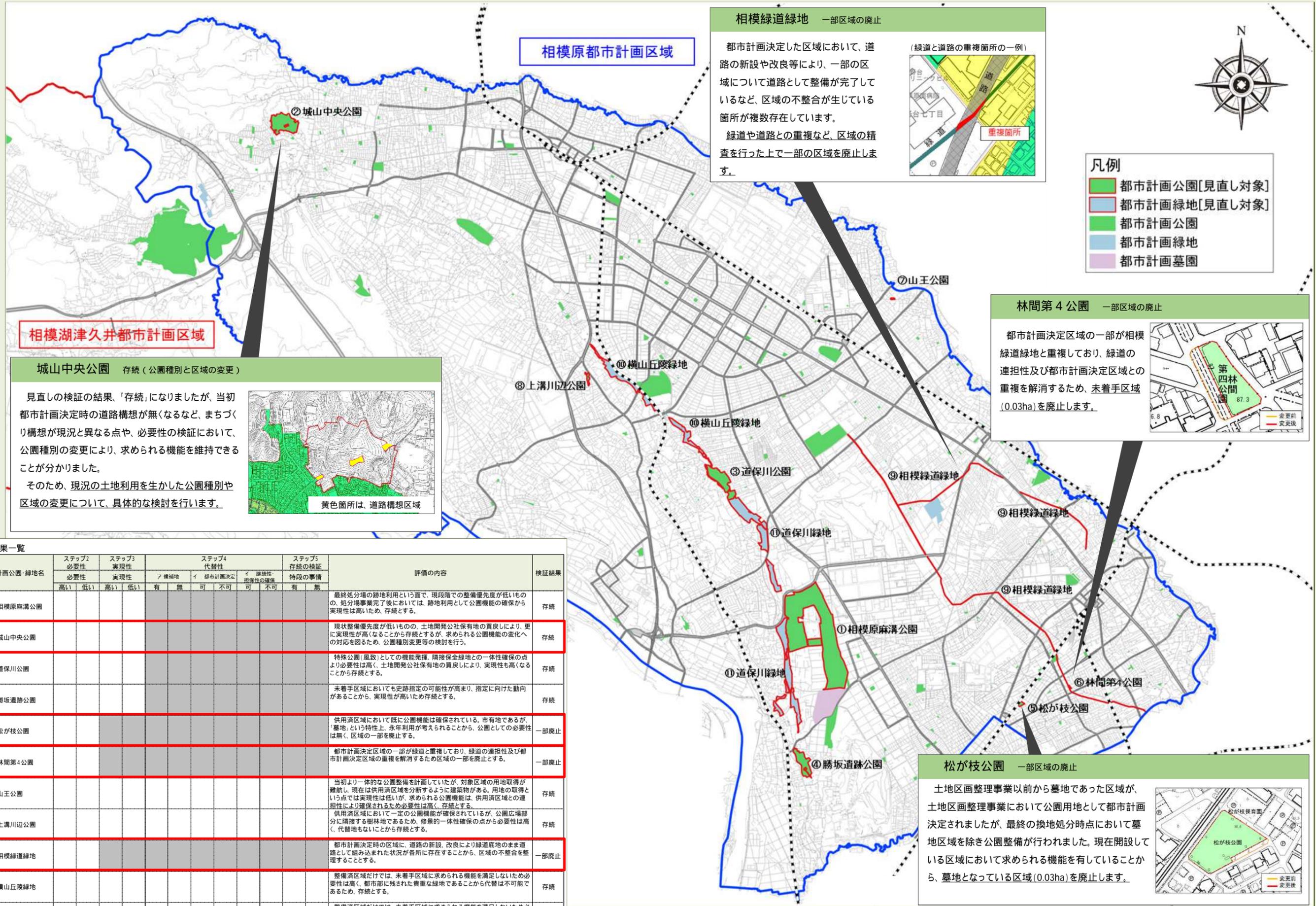
・これまで186箇所、面積約385haの公園・緑地を都市計画決定しており、供用済の都市計画公園・緑地の面積は、約304ha、都市計画決定面積の約79%となっています。一方で未着手の面積は、約74ha、決定面積の約19%となっています。また、未開設区域を含む公園・緑地の箇所数は、計22箇所となっています。



（平成29年6月末現在）

1つの公園を供用済の面積、事業中の面積、未着手の面積に分けて集計しています。  
 都市計画決定面積 = 供用済 + 事業中 + 未着手  
 「供用済」とは、一般の用に供されている都市計画公園・緑地の区域です。また、緑地については、都市計画決定が緑地の担保につながることから、市が取得している区域を含みます。  
 「事業中」とは、事業に着手している都市計画公園・緑地の区域です。土地区画整理事業区域に存する都市計画公園・緑地などがあります。  
 「未着手」とは、用地取得の有無に関わらず、供用済又は事業中以外の都市計画公園・緑地の区域をいいます。

# 見直しの検証結果及び検討案



**相模緑道緑地 一部区域の廃止**

都市計画決定した区域において、道路の新設や改良等により、一部の区域について道路として整備が完了しているなど、区域の不整合が生じている箇所が複数存在しています。  
緑道や道路との重複など、区域の精査を行った上で一部の区域を廃止します。

(緑道と道路の重複箇所の一例)

- 凡例**
- 都市計画公園[見直し対象]
  - 都市計画緑地[見直し対象]
  - 都市計画公園
  - 都市計画緑地
  - 都市計画墓園

**林間第4公園 一部区域の廃止**

都市計画決定区域の一部が相模緑道緑地と重複しており、緑道の連担性及び都市計画決定区域との重複を解消するため、未着手区域(0.03ha)を廃止します。

**松が枝公園 一部区域の廃止**

土地区画整理事業以前から墓地であった区域が、土地区画整理事業において公園用地として都市計画決定されましたが、最終の換地処分時点において墓地区域を除き公園整備が行われました。現在開設している区域において求められる機能を有していることから、墓地となっている区域(0.03ha)を廃止します。

**城山中央公園 存続(公園種別と区域の変更)**

見直しの検証の結果、「存続」になりましたが、当初都市計画決定時の道路構想が無くなるなど、まちづくり構想が現況と異なる点や、必要性の検証において、公園種別の変更により、求められる機能を維持できることが分かりました。  
そのため、現況の土地利用を生かした公園種別や区域の変更について、具体的な検討を行います。

黄色箇所は、道路構想区域

検証結果一覧

都市計画公園・緑地名	ステップ2 必要性		ステップ3 実現性		ステップ4 代替性				ステップ5 存続の検証		評価の内容	検証結果
	高い	低い	高い	低い	ア候補地	イ 都市計画決定	イ 継続性・担保性の確保	特段の事情	有	無		
5-6-1 相模原麻溝公園											最終処分場の跡地利用という面で、現段階での整備優先度が低いものの、処分場事業完了後においては、跡地利用として公園機能の確保から実現性は高いため、存続とする。	存続
5-5-3 城山中央公園											現状整備優先度が低いものの、土地開発公社保有地の買戻しにより、更に実現性が高くなることから存続とするが、求められる公園機能の変化への対応を図るため、公園種別変更等の検討を行う。	存続
7-4-1 道保川公園											特殊公園(風致)としての機能発揮、隣接保全緑地との一体性確保の点より必要性は高く、土地開発公社保有地の買戻しにより、実現性も高くなることから存続とする。	存続
8-4-2 勝坂遺跡公園											未着手区域においても史跡指定の可能性が高まり、指定に向けた動向があることから、実現性が高いため存続とする。	存続
2-2-17 松が枝公園											供用済区域において既に公園機能は確保されている。市有地であるが、墓地という特性上、永年利用が考えられることから、公園としての必要性は無く、区域の一部を廃止する。	一部廃止
2-2-33 林間第4公園											都市計画決定区域の一部が緑道と重複しており、緑道の連担性及び都市計画決定区域の重複を解消するため区域の一部を廃止とする。	一部廃止
2-2-43 山王公園											当初より一体的な公園整備を計画していたが、対象区域の用地取得が難航し、現在は供用済区域を分断するように建築物がある。用地の取得という点では実現性は低いが見られる公園機能は、供用済区域との連担性により確保されるため必要性は高く、存続とする。	存続
2-2-83 上溝川辺公園											供用済区域において一定の公園機能が確保されているが、公園広場部分に隣接する樹林地であるため、一体的確保の点から必要性は高く、代替地もないことから存続とする。	存続
1 相模緑道緑地											都市計画決定時の区域に、道路の新設、改良により緑道底地のまま道路として組み込まれた状況が各所に存在することから、区域の不整合を整理することとする。	一部廃止
2 横山丘陵緑地											整備済区域だけでは、未着手区域に求められる機能を満足しないため必要性は高く、都市部に残された貴重な緑地であることから代替は不可能であるため、存続とする。	存続
4 道保川緑地											整備済区域だけでは、未着手区域に求められる機能を満足しないため必要性は高く、都市部に残された貴重な緑地であることから代替は不可能であるため、存続とする。	存続